

## 刑事裁判手続への国民参加の諸形態

01/30/01 井上正仁

【参考文献】本審議会で配付された資料のほか、最高裁判所事務総局編『陪審・参審制度』米国編～、英国編（1999年）、ドイツ編（2000年）、フランス編（2000年）；東京三弁護士会陪審制度委員会編『スウェーデンの参審制度』（1995年）；日弁連司法改革推進センター等編『デンマークの陪審制・参審制』（1998年）；松澤伸「デンマークの刑事裁判と陪審制・参審制」立教法学 55号（2000年）；U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, State Court Organization 1998（2000）；62 L. & Contemp. Prob. No.2 (Special Issue on the Jury System)（1999）；S. C. Thaman, Spain Returns to Trial by Jury, 21 Hastings Int'l & Comp. L. Rev. 241（1998）；id., The Resurrection of Trial by Jury in Russia, 31 Stan. J. Int'l L. 61（1995）；C. Van Den Wyngaert (ed.), Criminal Procedure Systems in the European Community（1993）；A. Standbakken, Lay Participation in the Criminal Trial in the 21<sup>st</sup> Century—Norway (unpublished paper)；E. Foregger/G. Kodek, Die österreichische Strafprozeßordnung（7. Aufl. 1997）.

### (a) 陪審制

国	裁判体の構成	評決方法	備考
アメリカ	裁1・陪12（重罪；一部で陪6 or 8）	全員一致（一部で10/12等）	放棄可
	（軽罪；一部で陪6 or 8）	全員一致（一部で5/6等）	放棄可；一部で控訴可（裁1・陪12で再審理）
イギリス	裁1・陪12	有罪10/12	放棄不可
スコットランド	裁1・陪15	多数決	放棄不可；一定事由で控訴可
アイルランド	裁1・陪12	有罪10/12も可	
カナダ	裁1・陪12	全員一致	放棄可
オーストラリア	裁1・陪12	全員一致（州により10/12）	州により放棄可
ニュージーランド	裁1・陪12	全員一致	裁判所の承認あるとき放棄可
ロシア	裁1・陪12	被告人に不利7/12	放棄可
スペイン	裁1・陪9（法定の罪種）	被告人に不利7/9, 有利5/9	放棄不可；一定事由で控訴可（裁判官3）
旧陪審法	裁1・陪12	犯罪構成事実肯定=過半数	辞退可/請求必要；評決に拘束力無し

(b)併用制

国	裁判体の構成	評決方法	備考
オーストリア	陪審〔裁2・陪8〕（重大犯罪）	多数決	
	参審〔裁2・参2〕（中程度の罪）	多数決	
デンマーク	陪審〔裁3・陪12〕（重大犯罪）	有罪 8/12	否認事件； 量刑は裁・陪全員の合議
	参審〔裁1・参2〕（軽罪）	多数決	否認事件； 控訴可（裁3・参3）
スウェーデン	陪審〔裁1・陪9〕（出版の自由関係）	有罪 6/9	
	参審〔裁1・参5〕（重罪）	多数決	控訴可（裁3・参2）
	参審〔裁1・参3〕（軽罪）	多数決	同上 要確認

\* このほか、ノルウェーは控訴審の一部に陪審制採用（下記参照）

(c)参審制

国	裁判体の構成	評決方法	備考
フランス	裁3・参9	有罪 8/12	有罪判決 控訴可（別の重罪法院〔裁3・参12〕；有罪10/15）
イタリア	裁2・参6	多数決	控訴可（裁2・参6）
ギリシャ	裁3・参4	未確認	控訴可
ポルトガル	裁3・参4	未確認	
ドイツ	裁3（2）・参2（重大犯罪）	被告人に不利 2/3	
	裁1・参2（中程度の罪）		控訴可（裁1・参2）
ノルウェー	裁2・参3（重大複雑事件）	多数決	法廷での全面自白事件除く 控訴可 重大事件＝陪審〔裁3・陪10；有罪7/10〕 中程度＝参審〔裁3・参4；有罪5/7〕
	裁1・参2（中程度の罪）		